

写

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

平成20年1月16日（水）

老 健 局

### (3) 介護関連施設の整備について

#### ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の平成19年度及び平成20年度の執行について

(ア) 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、地域密着型サービス拠点等の面的整備を推進するとともに、先進的な取組みに対する支援を行う予算として平成19年度予算において必要な予算額を確保したところであるが、各市区町村からの協議が低調であり、本交付金を活用した基盤整備が十分に行われていない市区町村又は圏域が数多く見受けられる。

その要因の1つとして、都道府県により、管内市区町村に対する本交付金を活用した介護サービス拠点の整備についての周知徹底が十分図られていない実態が見受けられる。

(イ) 本交付金については、平成20年度予算（案）において、面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画により実施される事業等に必要な予算額を確保したところであり、予算の範囲内においてできる限り各市区町村からの協議を採択したいと考えているので、各都道府県におかれることは、

- ① 管内市区町村における整備計画や整備状況を十分に把握するとともに、各圏域の介護サービスの需要や介護関連施設の整備状況等を勘案しながら、本交付金を活用しての必要な整備促進が図られるよう指導を徹底すること、
- ② 管内市区町村との連携を一層綿密にし、事業者も含めて本交付金に係る情報等の周知徹底を図ること、
- ③ 本交付金の活用により基盤整備がうまくいっている事例や先進的な取組状況を把握し情報提供するなど、あらゆる機会を通じて各市区町村間の情報の橋渡

しを行うこと、

- ④ 国土交通省との連携により、大規模団地等の改修・建替えと併せて介護サービス基盤の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」について、住宅部局等との必要な調整を行うこと、

等により、本交付金が積極的に活用されるよう取組んでいただきたい。

#### イ 都道府県等による特別養護老人ホーム等の整備に対する助成について

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、大規模・広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金は、地方 6 団体からの要望を踏まえ、平成 18 年度から廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化を行ったところである。

(イ) 各都道府県、政令市及び中核市におかれては、一般財源化の趣旨を踏まえながら、地域のニーズに即した計画的な施設整備を進められるよう、ご配慮願いたい。

(ウ) なお、(旧) 都道府県交付金が対象としていた施設整備に対する都道府県、政令市及び中核市の補助金に対しては、平成 20 年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の本交付金の要綱等の例により算定することとされており、その元利償還金については、後年度その 100 % を普通交付税の基準財政基準額に算入されることとなっている。またこれとは別に、(旧) 都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。これらを踏まえつつ、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。